

(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を 1 以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。	(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(用途面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所)	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上(男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設置	(設置数)	適否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を 1 以上設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ロ 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校(後期課程に限る。)は、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を 1 以上(男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができるとを)を設置	(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等  (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	(設置設備等)		